

0110

秘

[illegible]

次官、軍務局長、理官、
 醫務局長、通譯、
 滿洲、韓國、及樺太方面、
 部隊、要員、三十九年、
 方針、在、調製、上、
 二十日、中、二、理、
 送付、有、

満洲第九一七一號

十月十日

滿韓樺太駐屯部隊豫算方針

第一 本方針は豫算ハ明治三十九年四月ヨリ左記ノ年三月

迄一ノ年度間ニ要スル維持費ヲ積算スルモノトス

第二 豫算科目ハ臨時年費トス

第三 豫算積算部局区分及編制ハ左記ノ通トス

滿州方面

一 野戰師團二個

陸師團年時編制準ス

二 關東總督府（民政署ヲ除ク）

三十八年 送内第 一九一 号

三 左 民政署

左 上

四 電信隊

三十八年 送内第 三二 号（臨時電信隊）

五 憲兵隊

三十八年 送内第 一九八 号

大兵署 廠	左 上
六倉 庫 (本庫 支庫 三)	三十七年 送丙才三十九号
八運輸部 支部	丙辰泊場 支部 準不
九病 院	三十八年 送丙才一九八号
十核順要座諸部 隊	別表才一九二号
十一郵便要員	別表才一九五号
十二臨時陸軍建築部	別表才一九五号
十三軍用木材廠	三十八年 送丙才一九四号
十四採炭班	三十八年 送丙才八三号
韓國方面	
一野戰師團一個	陸軍師團平時編制表

二 韓國駐劄軍司令部

三十七年
送丙第三二四号

三 電信隊

三十七年
送丙第二〇一号

四 憲兵隊

三十八年
送丙第六二号

五 兵置廠

三十七年
送丙第三五号

六 倉庫 (本庫、支庫二)

三十七年
送丙第三一十九号

七 運輸部支計

丙礎泊場司令部準下

八 病院

別表第百四号

九 鎮海灣要塞諸部隊

別表第百三十一号

十 永興灣要塞諸部隊

別表第百三十三号

樺太方面

一 樺太守備隊司令部 (民政署附屬)

三十八年
送丙第百八十五号

二 樺太民政署

左 上

三 歩兵大隊一個

平時編制

四 病院

三十一年
送内附一八五号

五 電信隊

左 上

六 運輸部支那

戦時編制附表第十四号
海軍司令部編制ニ準ス

第四 結集ハ戦時結集規則ニ依リテ積算スヘシ

第五 各部隊ハ所設シ定期交代ヲ行ハサルモト依定ス

第六 新兵ハ直ニ當該隊ニ入營セラレテ駐屯地ニ於テ教育スルモノトス

第七 本隊算積算上ノ材料ハ来ル十八日迄ニ部局担任課

科目分地課ニ送附スルモノトス

第八 本隊算ハ別紙第七号表ニ準シ調整スルモノトス

第一号

旅順、鎮海灣、永興灣要塞司令部編制表

考 備		等 永興灣		三 鎮海灣		等 一 旅 順		區 分 階 級		旅順・鎮海灣・永興灣要塞司令部編制表
(一) 本表定員外、右司令部附トシテ定員外ニ下士(砲台監守)若干名ヲ置クモノヲ得						司令官 一		中將	少將	
(二) 旅順要塞司令部ニ要塞修築工事、中本表定員外、少佐(大尉)砲兵工兵部員各一名准士官下士各二名主計計手各一名ヲ増加ス						參謀 部員 砲兵 工兵 一 一 一		馬 策	大佐	
(三) 司令部少佐九トキハ乘馬二頭トス		司令官 一		二		六		中佐	少佐	
		部員 砲兵 工兵 二		副官		主計 部員 砲兵 工兵 一 一		馬 策	大尉同 相當官	
		二		主計		二		馬 策	中尉同 相當官	
		一		一		一		馬 策	少尉同 相當官	
		一		一		一		馬 策	准士官	
		一		一		一		馬 策	下士	
		一		一		一		馬 策	下士	

旅順要塞砲兵隊編制表

階級	區分	本部		一中隊	一隊(四中隊)	計
		人員	馬	人員	人員	馬
大(中)佐	隊長	一	二		一	二
少佐		一	一		一	一
大尉	中隊長	一		一	六	
中尉	副官	一	一	三	一三	一
少尉				二	八	
特務曹長				一	四	
曹長		五		六	四	
軍曹	嚮隊長	一		三	四二	
上等兵				二〇	八〇	
一等卒				四三	一七二	
二等卒				八七	三四八	
計		一一	四	一六七	六七九	四
軍醫		二			二	
看護長		一			一	
看護卒				一	四	
主計		一			一	
計手		二			二	
上等工長	火掛	一			一	
銃工長		二			二	
木工長		二			二	
鍛工長		二			二	
計		一三	四	一	一七	甲
合計		二四	四	一六八	六九六	甲

備考

(一)本部軍曹ノ内ハ武器掛、三ハ書記、一ハ炊事掛、分課長(二)中隊軍曹ノ内ハ火工掛、分課長、上等兵ノ内ハ四ハ長勤務トシ兵卒ノ内ハ四ハ喇叭手、(三)等卒ノ内銃工卒少クモ一名、木工、鍛工、縫工、靴工卒少クモ各二名ヲ含ム

鎮海灣及永興灣要塞砲兵隊編制表

階級区分		人	員	乗馬
少佐	隊長	一		一
大尉	武器主管	一		
中尉		四		
少尉		二		
特務曹長		一		
曹長		一		
軍曹		八		
伍長		三		
上等兵		二〇		
一等卒		四三		
二等卒		八七		
計		一七二		一
軍醫		一		
看護長		一		
看護手		一		
計		一		
上等工長	火工掛	一		
銃工長		一		
木工長		一		
鍛工長		一		
計		八		
合計		一八〇		一

備考
 (一)軍曹ノ内、二武器掛、二炊事掛、二火工掛、分課、上等兵ノ内、四ハ伍長勤務
 (二)兵卒ノ内、四ハ喇叭手、二三等卒ノ内、銃工卒少クモ一名、木工、鍛工、縫工、靴工卒
 少クモ各二名ヲ含有ス

茅田鄉

韓國駐劄病院編制表									
階級區分	醫官	醫士	醫師	藥劑官	看護長	看護員(直轄)	工	計	手
(一) 特任正	長	一							
(二) 特任正			三						
(三) 特任正				九					
(四) 特任正					六				
(五) 特任正						六			
(六) 特任正							五		
(七) 特任正								五	
(八) 特任正									五
(九) 特任正									
(十) 特任正									
(十一) 特任正									
(十二) 特任正									
(十三) 特任正									
(十四) 特任正									
(十五) 特任正									
(十六) 特任正									
(十七) 特任正									
(十八) 特任正									
(十九) 特任正									
(二十) 特任正									
(二十一) 特任正									
(二十二) 特任正									
(二十三) 特任正									
(二十四) 特任正									
(二十五) 特任正									
(二十六) 特任正									
(二十七) 特任正									
(二十八) 特任正									
(二十九) 特任正									
(三十) 特任正									
(三十一) 特任正									
(三十二) 特任正									
(三十三) 特任正									
(三十四) 特任正									
(三十五) 特任正									
(三十六) 特任正									
(三十七) 特任正									
(三十八) 特任正									
(三十九) 特任正									
(四十) 特任正									
(四十一) 特任正									
(四十二) 特任正									
(四十三) 特任正									
(四十四) 特任正									
(四十五) 特任正									
(四十六) 特任正									
(四十七) 特任正									
(四十八) 特任正									
(四十九) 特任正									
(五十) 特任正									
(五十一) 特任正									
(五十二) 特任正									
(五十三) 特任正									
(五十四) 特任正									
(五十五) 特任正									
(五十六) 特任正									
(五十七) 特任正									
(五十八) 特任正									
(五十九) 特任正									
(六十) 特任正									
(六十一) 特任正									
(六十二) 特任正									
(六十三) 特任正									
(六十四) 特任正									
(六十五) 特任正									
(六十六) 特任正									
(六十七) 特任正									
(六十八) 特任正									
(六十九) 特任正									
(七十) 特任正									
(七十一) 特任正									
(七十二) 特任正									
(七十三) 特任正									
(七十四) 特任正									
(七十五) 特任正									
(七十六) 特任正									
(七十七) 特任正									
(七十八) 特任正									
(七十九) 特任正									
(八十) 特任正									
(八十一) 特任正									
(八十二) 特任正									
(八十三) 特任正									
(八十四) 特任正									
(八十五) 特任正									
(八十六) 特任正									
(八十七) 特任正									
(八十八) 特任正									
(八十九) 特任正									
(九十) 特任正									
(九十一) 特任正									
(九十二) 特任正									
(九十三) 特任正									
(九十四) 特任正									
(九十五) 特任正									
(九十六) 特任正									
(九十七) 特任正									
(九十八) 特任正									
(九十九) 特任正									
(一百) 特任正									
(一百一十) 特任正									
(一百二十) 特任正									
(一百三十) 特任正									
(一百四十) 特任正									
(一百五十) 特任正									
(一百六十) 特任正									
(一百七十) 特任正									
(一百八十) 特任正									
(一百九十) 特任正									
(二百) 特任正									
(二百一十) 特任正									
(二百二十) 特任正									
(二百三十) 特任正									
(二百四十) 特任正									
(二百五十) 特任正									
(二百六十) 特任正									
(二百七十) 特任正									
(二百八十) 特任正									
(二百九十) 特任正									
(三百) 特任正									
(三百一十) 特任正									
(三百二十) 特任正									
(三百三十) 特任正									
(三百四十) 特任正									
(三百五十) 特任正									
(三百六十) 特任正									
(三百七十) 特任正									
(三百八十) 特任正									
(三百九十) 特任正									
(四百) 特任正									
(四百一十) 特任正									
(四百二十) 特任正									
(四百三十) 特任正									
(四百四十) 特任正									
(四百五十) 特任正									
(四百六十) 特任正									
(四百七十) 特任正									
(四百八十) 特任正									
(四百九十) 特任正									
(五百) 特任正									
(五百一十) 特任正									
(五百二十) 特任正									
(五百三十) 特任正									
(五百四十) 特任正									
(五百五十) 特任正									
(五百六十) 特任正									
(五百七十) 特任正									
(五百八十) 特任正									
(五百九十) 特任正									
(六百) 特任正									
(六百一十) 特任正									
(六百二十) 特任正									
(六百三十) 特任正									
(六百四十) 特任正									
(六百五十) 特任正									
(六百六十) 特任正									
(六百七十) 特任正									
(六百八十) 特任正									
(六百九十) 特任正									
(七百) 特任正									
(七百一十) 特任正									
(七百二十) 特任正									
(七百三十) 特任正									
(七百四十) 特任正									
(七百五十) 特任正									
(七百六十) 特任正									
(七百七十) 特任正									
(七百八十) 特任正									
(七百九十) 特任正									
(八百) 特任正									
(八百一十) 特任正									
(八百二十) 特任正									
(八百三十) 特任正									
(八百四十) 特任正									
(八百五十) 特任正									
(八百六十) 特任正									
(八百七十) 特任正									
(八百八十) 特任正									
(八百九十) 特任正									
(九百) 特任正									
(九百一十) 特任正									
(九百二十) 特任正									
(九百三十) 特任正									
(九百四十) 特任正									
(九百五十) 特任正									
(九百六十) 特任正									
(九百七十) 特任正									
(九百八十) 特任正									
(九百九十) 特任正									

第九号

滿洲方面郵便要負

高野郵便吏

一三

判任郵便吏

一六六

郵便夫

一三〇

計

三〇九

第百六十一号

臨時陸軍建築部

區分		内地	外地
中将	一	一	〇
大佐同相膚官	四	二	
中佐同相膚官	一	四	
少佐同相膚官	一	六	
大尉同相膚官	一	六	
中尉同相膚官	五	四	
少尉同相膚官	三	二	
技師	九	四	
判任文官	一三〇	一一〇	

通譯		判任	
傭人	八	一三二	六四
計	二五	二八	
乗馬	二八	一八	

第七号

滿韓樺太駐屯計隊三十九年度所要額									
區		分		備給		何々		何々	
滿洲方面									
野戰師團三個									
廢棄監督有									
何々									
何々									
計									
韓國方面									
野戰師團二個									
韓國駐屯計隊									

本費類対外國掛見込意願ハ各部何母ニ朱書ニテ傍記ノコト		備考		右		計		何々		何々		樺太方面 樺太島備隊員令計		樺太方面		計		何々		何々	